

平成 22 年 4 月 9 日
農 林 中 央 金 庫

暴力団排除条項の導入に伴う預金規定の改正等のお知らせ

当金庫におきましては、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、平成 22 年 4 月 30 日より、普通預金取引をはじめとする各種規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項（暴力団排除条項）を導入することとしました。

本条項は、預金者等が暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合には、当金庫の判断により契約を解除させていただくことを定めた条項です。改定後の新規定は、すでにお取引いただいている場合でも、解約等の対象となります。

また、普通預金・当座勘定・債券総合口座・普通預金（一般個人のお客さま向け）の新規取引お申し込みの際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をお願いします。本表明・確約をいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

お客さまにおかれましては、暴力団排除条項の導入にご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

新 旧 対 比 表

【普通預金規定】

改 正 後	改 正 前
9. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳とお届出印を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の<u>一つ</u>にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>② この預金の預金者が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業</u> <u>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F その他前記 A から E に準ずる者</u> <u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u> <u>E その他前記 A から D に準ずる行為</u> <u>(4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u> <u>(5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合は、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳とお届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u>	9. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳とお届出印を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の<u>一</u>にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が前条第1項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(新設)</u> <u>(3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</u> <u>(4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合は、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳とお届出印を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</u>
<u>12. (規定の改正)</u> <u>(1) この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u>	<u>(新設)</u>

新 旧 対 照 表

【当座勘定規定】 改 正 後	改 正 前
第 23 条（解約） ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。 ② この当座勘定は、次の 1 から 3 までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の 1 から 3 までの一つにでも該当する場合は、当金庫は当座勘定の開設をお断りするものとします。また、前項①のほか、次の 1 から 3 までの一つにでも該当した場合は、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。 <u>1 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>2 本人が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合</u> A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業 E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F その他前記 A から E に準ずる者 <u>3 本人が、自らまたは第三者を利用して次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合</u> A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為 C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E その他前記 A から D に準ずる行為 ③ 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。	第 23 条（解約） ① この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当金庫に対する解約の通知は書面によるものとします。 <u>（新設）</u> ② 当金庫が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当金庫が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。
第 27 条（規定の改正） <u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</u> <u>また、改正後の規定は、すでに取引のある当座勘定先にも適用されます。</u>	<u>（新設）</u>

新 旧 対 比 表

【債券総合口座取引規定】

改 正 後	改 正 前
1 4. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ申し出てください。 この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 16 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>② この預金の預金者が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業</u> <u>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F その他前記 A から E に準ずる者</u> <u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</u>	1 4. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ申し出てください。 この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 16 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>Eその他前記AからDに準ずる行為</u> (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (5) 前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (6) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。	(3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (4) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (5) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止し、または貸越取引を解約できるものとします。
<u>19.（規定の改正）</u> <u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</u> <u>また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u>	<u>（新設）</u>

新 旧 対 比 表

【普通預金（一般個人向け）規定】

改 正 後	改 正 前
1 1.（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ取引店に申し出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(3) この預金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前項のほか、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u> <u>① この預金の預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> <u>② この預金の預金者が、次の A から F までのいずれかに該当したことが判明した場合</u> <u>A 暴力団 B 暴力団員 C 暴力団準構成員 D 暴力団関係企業</u> <u>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F その他前記 A から E に準ずる者</u> <u>③ この預金の預金者が、自らまたは第三者を利用して、次の A から E までのいずれかに該当する行為をした場合</u> <u>A 暴力的な要求行為 B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</u> <u>D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、ま</u>	1 1.（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ取引店に申し出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名（名称）、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第 12 条第 1 項に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 <u>(新設)</u>

改 正 後	改 正 前
<u>たは当金庫の業務を妨害する行為</u> <u>E その他前記 A から D に準ずる行為</u> (4) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (5) 前 3 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。	(3) この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約し、この取引を終了することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。 (4) 前 2 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳と届出の印章を持参のうえ、取引店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
<u>1 4. (規定の改正)</u> <u>この規定を改正する場合は、店頭表示または当金庫ホームページにおいて改正内容を告知することとし、改正後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</u> <u>また、改正後の規定は、すでに取引のある預金者にも適用されます。</u>	<u>(新設)</u>